

運営状況公表

Publication of Management Situation

佐呂間町人事行政

1 職員の任免及び職員数に関する状況

◆採用の状況（平成25年度）	一般行政事務職	4人
◆一般行政技術職	0人	
◆退職の状況（平成25年度）	定年退職	3人
	普通退職	2人
	分限免職	0人
	勸奨・死亡退職	2人
	懲戒免職	0人
	失職	0人

地方公務員法の規定により、

人事行政の公表性・透明性の確保を目的として「人事行政の運営等の状況」を公表することが義務付けられています。

佐呂間町においても「佐呂間町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例」に基づき、本年度も、職員の給与や職員数、勤務条件などの人事行政の運営等の状況について公表を行い、人事行政の透明性を高め、その公平な運営に努めます。

2 職員の給与の状況

人件費の状況（平成25年度）

〔平成25年度一般会計決算〕
○住民基本台帳人口 5,541人

（平成26年3月31日現在）

○歳出額 5,151,285千円

○人件費 852,629千円

○人件費率 16・55%

※一般会計決算額のため、特別会計に係る人件費等は含んでいません。

◆職員給与の状況（平成25年度）

〔平成25年度一般会計決算〕

○職員数 101人

○給与費 427,513千円

給料 50,117千円

期末勤勉手当 158,208千円

○1人当たり平均給与費 6,295千円

※職員給与費とは、人件費のうち一般職の職員に対して支給される給料及び扶養手当、寒冷地手当、管理職手当、夜間勤務手当、通勤手当、時間外勤務手当、住居手当、期末・勤勉手当等の諸手当に要する経費で、共済費、退職手当に要する経費は含んでいません。

◆職員に対する手当の状況（平成25年4月1日現在）

- 扶養手当** 支給職員数 54人
1人当たり支給月額 19,000円
- 配偶者 月額 13,000円
- 配偶者以外の扶養親族1人につき月額 6,500円
（職員に配偶者がいない場合1人目に月額 11,000円）
- 満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子がいる場合の加算額1人につき月額 5,000円
- 住居手当** 支給職員数 56人
1人当たり支給月額 7,400円
- 家賃、間代を月額 12,000円以上支払っている職員に対し、家賃の額に応じ支給する。（ただし、職員住宅の入居者は除く）支給限度額 27,000円
- 自ら住宅を新築、購入した職員に対し、月額 5,000円を支給する。
- 通勤手当** 支給職員数 11人
1人当たり支給月額 5,400円
- 交通機関利用者
運賃等の額に応じ支給 最高限度額 55,000円
- 自動車等使用者
通勤距離に応じ月額 2,000円～ 24,500円
- 管理職手当** 支給職員数 31人
1人当たり支給月額 36,300円
- 管理・監督の地位にある職員に支給する
課長職 給料月額の8%
課長補佐職 給料月額の6%
- 時間外勤務手当** 支給職員数 30人
1人当たり支給月額 25,900円
- 正規の勤務時間を超えて勤務した場合に支給する

※給料及び各種手当（寒冷地手当、期末手当、勤勉手当を除く）の「支給職員数」の欄には、給料及び各種手当を平成26年4月分として、本来支給すべき職員数（ただし、時間外勤務手当、日直手当、管理職員特別勤務手当及び夜間勤務手当については、4月実働職員数）としている。

※寒冷地手当、期末手当、勤勉手当の「支給職員数」の欄には、寒冷地手当にあっては、平成26年3月1日に在職する支給実職員数を、期末手当、勤勉手当にあっては、平成25年12月1日に在職する支給実職員数としている。

※期末手当、勤勉手当の役職加算については、平成17年度から支給を停止していたが、平成24年度から支給を再開した。

※「1人当たり支給額」の欄には、平成26年4月分として支給すべき給料及び各種手当の支給総額のそれぞれについて、当該支給総額に対応する「支給職員数」の欄に記載されている職員数で除して得た額としている。

※時間外勤務手当、日直手当、管理職員特別勤務手当及び夜間勤務手当の支給総額にあっては4月実働支給総額とし、寒冷地手当、期末手当及び勤勉手当の支給総額にあっては、平成25年度実支給年額としている。

◆級別の職員数（一般行政職）
平成25年4月1日現在

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比
1級	主事・技師	9人	10.8%
2級	主事・技師	1人	1.2%
3級	主査	9人	10.8%
4級	係長・主任	36人	43.4%
5級	課長補佐	14人	16.9%
6級	課長	14人	16.9%

（平成26年地方公務員給与実態調査）

◆職員数・職員数の増減の状況（平成26年4月1日現在：地方公共団体定員管理調査）

区 分	平成26年	平成25年	増減	増減理由
一般行政部門				
議 会	2人	2人	－	
総 務	24人	23人	1	企画、計画部門の業務増による配置(1)
税 務	6人	7人	▲1	税務業務の事務統合縮小（▲1）
民 生	15人	16人	▲1	民生業務の統合縮小（▲1）
衛 生	9人	9人	－	
労 働	－	－	－	
農林水産	12人	12人	－	
商 工	4人	4人	－	
土 木	6人	7人	▲1	
計	78人	80人	▲2	運転技師の欠員不補充（▲1）
特別行政部門				
教 育	16人	16人	－	
公営企業等会計				
水 道	3人	3人	－	
下 水 道	2人	2人	－	
そ の 他	12人	13人	▲1	
計	17人	18人	▲1	介護技師の欠員不補充（▲1）
合 計	111人	114人	▲3	

※職員数は、地方公共団体定員管理調査に基づく一般職に属する職員数であり、教育長を含む。
※一般会計職員のうち、国民健康保険事業職員（2人）及び介護保険事業職員（2人）は公営企業等会計（その他）の区分に分類。

2 職員の給与の状況

◆学歴別及び経験年数別の職員の平均給料月額
(平成 25 年 4 月 1 日現在)

経験年数	一般行政職		技能労務職
	大学卒	高校卒	高校卒
10 年以上 15 年未満	271,200 円	—	—
15 年以上 20 年未満	334,300 円	290,100 円	—
20 年以上 25 年未満	362,100 円	326,200 円	—
25 年以上 30 年未満	390,100 円	357,900 円	—
30 年以上 35 年未満	412,800 円	390,700 円	—
35 年以上	—	405,000 円	351,600 円

(平成 26 年度地方公務員給与実態調査)

◆職員の給与削減のための特例措置の状況 (平成 26 年 4 月 1 日現在)

区 分		支給月額			備考
		現行	削減措置時	削減措置前	
給料	町 長	750,000 円	700,000 円	800,000 円	削減措置期間 H 17 ・ 4 ～ H 26 ・ 3
	副町長	605,000 円	564,000 円	645,000 円	
	教育長	540,000 円	503,000 円	575,000 円	
報酬	議 長	275,000 円	261,000 円	290,000 円	
	副議長	225,000 円	211,000 円	235,000 円	
	常任委員長 運営委員長	205,000 円	193,000 円	215,000 円	
	議 員	185,000 円	175,000 円	195,000 円	
区分	管理職手当		住居手当 (自己所有：当分の間削減)		
	現行	削減措置時			
一般職	課長職 10%	課長職 10%	措置後（現行）	月額 5,000 円	
	補佐職 8%	補佐職 8%	措置前	月額 8,000 円	

◆職員の平均給料月額、平均年齢及び初任給の
状況 (平成 26 年 4 月 1 日現在)

区分	一般行政職	技能労務職
平均給料月額	344,300 円	351,600 円
平均給与月額	374,400 円	441,900 円
平均年齢	44 歳 10 月	57 歳 1 月
初任給		
大学卒	172,200 円	172,200 円
高校卒	140,100 円	140,100 円

(平成 26 年度地方公務員給与実態調査)

※平均給料月額とは、基本給の平均をいいます。
※平均給与月額とは、給料及び職員手当 (期末・
勤勉手当、寒冷地手当、退職手当を除く) の
合計額をいいます。
※初任給は、一般行政職の試験採用の場合によ
ります。

3 職員の勤務時間その他勤務
条件の状況

◆職員の勤務時間 (標準的な
もの・平成 26 年 4 月 1 日現在)

○1 週間の勤務時間

○開始時間

○終了時間

○休憩時間

◆職員の年次有給休暇の取得
(平成 25 年 1 月～12 月 31 日)

○総付与日数

○総取得日数

○対象職員

○平均取得日数

○取得率

◆時間外勤務の状況 (平成 25 年度)

○時間外・休日勤務総時間

○時間外・休日勤務職員数

○職員 1 人当たり年間平均
(管理職を除く)

4 職員の服務の状況 (平成 25 年度)

◆営利企業などの従事の許可の件数 (平成 24 年度)

○営利を目的とする会社その他の団体の役員等を兼ねる場合 0 件

○自ら営利を目的とする私企業を営む場合 0 件

○報酬を得て事業又は事務に従事する場合 (統計調査等) 12 件

6 職員の研修及び勤務成績の評
定の状況

◆職員の研修の実施状況 (平成 25 年度)

自治大学校

○自治大学校研修 (東京都)
1 人 (7 月 2 日～7 月 25 日)

オホーツク管内町村会

○町村新規採用職員基礎研修 (遠軽町)
4 人 (10 月 16 日～10 月 18 日)

○町村初級職員研修会 (美幌町)
3 人 (7 月 31 日～8 月 2 日)

○法務 (応用) 研修 (美幌町)
1 人 (8 月 29 日)

○法務 (基礎) 研修 (佐呂間町)
3 人 (10 月 11 日)

○町村監督者研修 (遠軽町)
3 人 (10 月 23 日～10 月 25 日)

○政策法務研修 (訓子府町)
2 人 (8 月 29 日)

北海道市町村職員研修センター
○地方自治法研修 (札幌市)

2 人 (2 月 25 日～2 月 27 日)

一般研修

○道外視察研修 (宮崎県)
3 人 (10 月 27 日～11 月 2 日)

◆職員の勤務成績評定の状況

人事評価の基準、方法等に関
する規則に基づき、能力評価
及び業績評価を定期的に実施

10 苦情処理の状況

平成 25 年 4 月～平成 26 年 3 月
苦情処理の件数 0 件

9 不利益処分についての不服
申立ての状況

平成 25 年 4 月～平成 26 年 3 月
不服申立件数 0 件

5 職員の分限及び懲戒処分の状況

◆職員の分限の件数 (平成 25 年度)

処分事由	地方公務員法	降任	免職	休職	降給
勤務成績が良くない場合	第 28 条第 1 項第 1 号	0 人	0 人	0 人	0 人
心身の故障の場合	第 28 条第 1 項第 2 号 及び同条第 2 項第 1 号	0 人	0 人	0 人	0 人
職に必要な適格性を欠く場合	第 28 条第 1 項第 3 号	0 人	0 人	0 人	0 人
職制若しくは定数の改廃又は予算の減 少により廃職又は過員を生じた場合	第 28 条第 1 項第 4 号	0 人	0 人	0 人	0 人
刑事事件に関し起訴された場合	第 28 条第 2 項第 2 号	0 人	0 人	0 人	0 人
条例に定める事由による場合	第 27 条第 2 項	0 人	0 人	0 人	0 人
地方公務員法第 28 条第 4 項により失職した者		0 人	0 人	0 人	0 人

◆職員の懲戒の件数 (平成 25 年度)

処分事由	地方公務員法	戒告	減給	停職	免職
法令に違反した場合	第 29 条第 1 項第 1 号	0 人	0 人	0 人	0 人
職務上の義務に反し、又は職務を怠っ た場合	第 29 条第 1 項第 2 号	0 人	0 人	0 人	0 人
全体の奉仕者たるにふさわしくない非 行のあった場合	第 29 条第 1 項第 3 号	0 人	0 人	0 人	0 人

7 職員の福祉及び利益の保護の状況

◆職員の厚生制度の状況 (平成 25 年度)

①職員の保健に関すること (健康診断の実施状況)

健康診断の種類	実施期間	受診者数
一般検診	平成 26 年 1 月～3 月	16 人
腰痛検査	平成 25 年 9 月、10 月	13 人
総合検診 (人間ドック)	平成 25 年 4 月～平成 26 年 3 月まで	98 人

②職員の元気回復に関すること 未実施

③その他職員の厚生に関すること 未実施

※本表は、地方公務員法第 42 条の規定に基づく職員の厚生制度の状況

◆職員互助団体への助成状況

佐呂間町役場職員親睦会 助成無し

◆職員公務災害補償の状況

公務災害

○職務遂行中の負傷 0 件 ○出張中の負傷 0 件

○職務に伴う合理的又は準備・後始末中の負傷 0 件

○レクリエーション参加中の負傷 0 件

○その他の行為中の負傷 0 件

通勤災害 (通勤勤途上中の負傷) 0 件

8 勤務条件に関する措置の要
求の状況

平成 25 年 4 月～平成 26 年 3 月
措置要求件数 0 件